

ため池の所有者について

ため池の所有者については、次の①を基本として定める。ため池管理者が①により定めることが難しいと判断した場合、②によって定めることとする。

① ため池の管理者=ため池の設置者=ため池の所有者

ため池は農業用水の確保を目的として、人工的に造成されたものである。その多くは江戸時代以前に築造されており、明確に造成者を示す資料は少ない。しかし、その目的から、その貯水を利用する農業者が設置したものであると考えられ、現在のため池管理者は、その権利義務を継承するものである。

したがって、「ため池管理者」が設置者の地位を継承するものであり、「ため池の所有者」である。

② 堤体の底地の土地所有者=ため池の所有者

ため池は人工物であるが、土地と分離した取り扱いをしない「土地の定着物である」という考え方もある。この考え方によると、「土地の所有者」が「ため池の所有者」である。